

業務部速報

No. 27

発行 14. 10. 15

JR東労組 業務部

申10号 「施策実施に関する確認メモ」の遵守を求める緊急申し入れ

第1項 施策実施にあたっては「施策実施に関する確認メモ」を遵守すること。

再確認!! 「施策実施に関する確認メモ」を遵守することは今後も変わらない。
施策実施の過程において、職場を混乱させないこと。

会社 各支社の人事課長、勤労課長に配布し「確認メモに関して遵守する」ことを周知させ、指導を行ってきた。現場長は、支社からの指示に基づいて動いている。

組合 職場で組合員との話しは、現場長が行うものだ。「京浜の問題だ」と言う現場長が存在する。支社の指導が出来ていない!

全体スケジュールの共通認識が図られていない中で、女性車掌の異動は、確認メモ違反だ!!

会社 輸送品質の向上が目的の一つであるが、全ての事項が向上するものでなく、現状維持のものもあるが、トータルとして向上する。

組合 お客様にとってどのような施策になるのかが重要な視点だ!
お客様の立場に立ったとき不便さを感じるような施策は成り立たない!

輸送品質向上は施策の根幹にかかわる問題だ!! 乗務員基地再編で質が低下すればやる意味がない!!

「旅行業をびゅうトラベルサービスへ移管する」 確認メモ違反だ!!
組合に対する提案もなく現場長から社員に話されている!

組合

- ・職場組合員から、「びゅうプラザがびゅうトラベルサービスへ移管される」という話がある。
- ・施策実施に向けた労使の合意形成を逸脱する行為であり、確認メモ違反である!
- ・基地再編の交渉で二度と職場に混乱をもたらさないと確認したが、今回現場長から話がされ旅行業職場が混乱している!
- ・組合員を不安に落としこめている会社の責任は重い! 施策を進める会社の責任は重い!

会社

- ・全支社・全現場(駅・びゅうプラザ)を調査したが、現場長が「トラベルサービスに移管する」と言った事実はなかった。 **再調査すべきだ!!**
- ・まだ方向性が出ただけなので、今後支社において検討していくことであり、現段階で社員に説明する段階ではない。
- ・びゅうトラベルサービスに移管という意味決定はしていない。移管すると決まっていない。
- ・具体的に決まっているわけではないので、話しが出来るレベルにない。

組合員から聞く内容であれば、サービス品質が向上するとは思えない!!
今のままでは到底賛成できるものではない!

2件の確認メモ違反を通告!

「施策実施に関する確認メモ」の遵守を再徹底すること!